

「介護予防・日常生活支援総合事業」に関するよくある質問

総合事業が始まったら、訪問看護や福祉用具レンタル等のサービスはどうなるのでしょうか？

総合事業に移行するのは介護予防訪問介護と介護予防通所介護のみです。それ以外のサービスについては、要支援1・2の方はいままでどおり利用できます。

総合事業の訪問サービス・通所サービスを利用するにはどこに相談したらいいですか？

要支援認定をお持ちでない方は、まずは要支援認定を受けていただく必要がありますのでお住まいの区の「福祉・介護保険課」の窓口にご相談ください。要支援認定をすでにお持ちの方は、お住まいの地域のいきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）の窓口にご相談ください。

総合事業では認定申請を省略してサービスを利用する方法として「基本チェックリスト」があると聞いたのですが？

福岡市では「基本チェックリスト」の実施を制限しています。サービスを利用する場合は、まず要支援認定を受けていただくことになります。

要介護1～5の方も総合事業の訪問サービス・通所サービスを利用できるのですか？

総合事業の訪問サービス・通所サービスは、要介護1～5の方は利用できません。いままでどおりの訪問介護、通所介護を利用していただくことになります。

◆総合事業に関するお問い合わせは、お住まいの区の「福祉・介護保険課」へ

お問い合わせ先	TEL	FAX
東区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	645-1069	631-5025
博多区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	419-1081	441-1455
中央区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	718-1102	771-4955
南区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	559-5125	512-8811
城南区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	833-4105	822-2133
早良区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	833-4355	846-8428
西区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	895-7066	881-5874

発行/平成29年1月 福岡市保健福祉局 福祉・介護予防課 TEL/733-5346 FAX/733-5587
メールアドレス/fukushikaigo.PHWB@city.fukuoka.lg.jp
総合事業に関することは、福岡市のホームページにも掲載しています。

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

要支援1・2のみなさんへ

介護予防訪問介護 と 介護予防通所介護 が

介護予防・日常生活支援総合事業に移ります!



平成29年4月から、要支援1・2の人が利用できる介護保険サービスのうち、「**介護予防訪問介護（ホームヘルプ）**」と「**介護予防通所介護（デイサービス）**」が介護保険の介護予防サービスから、福岡市が実施する介護予防のための事業「**介護予防・日常生活支援総合事業**」に移ります。いままでよりサービス選択の幅が広がり、一人ひとりの状態にあったサービス利用で、みなさんの生活を支え、介護予防を推進します。



福岡市は平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始します！



いままでの介護予防訪問介護

サービス内容

●利用者が自力では困難な行為について、家族や地域の支援などが受けられない場合に、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や掃除、調理、洗濯などの日常生活上の支援を行います。

利用者の負担

週1回程度の利用 要支援1・2 ▶1か月12,497円 (1,250円)
週2回程度の利用 要支援1・2 ▶1か月24,984円 (2,499円)
週2回を超える程度の利用 要支援2のみ ▶1か月39,632円 (3,964円)
※費用は目安で () 内は利用者1割負担額です(一定以上の所得がある人は2割負担です)。

いままでの介護予防通所介護

サービス内容

●デイサービスセンターなどで食事などの介護や、生活機能の維持・改善のための支援を行うほか、必要に応じて、栄養状態の改善や口腔機能向上のための訓練を行います。

利用者の負担

要支援1 ▶1か月17,211円 (1,722円)
要支援2 ▶1か月35,289円 (3,529円)
※費用は目安で () 内は利用者1割負担額です(一定以上の所得がある人は2割負担です)。

2つのサービスが、このように変わります！

入浴のお手伝いや機能訓練といった専門職によるサービスが必要な方

いままでどおり

介護予防型訪問サービス

サービス内容

利用者の負担

いままでの介護予防訪問介護と同じです。



いままでどおり

介護予防型通所サービス

サービス内容

利用者の負担

いままでの介護予防通所介護と同じです。



掃除や体操といった専門職以外でも提供可能なサービスのみが必要な方

新しい

生活支援型訪問サービス

サービス内容

利用者の負担

利用者が自力では困難な行為について、家族や地域の支援などが受けられない場合に、福岡市生活支援型訪問サービス従事者研修を受講した者が居宅を訪問し、掃除、調理、洗濯などの日常生活上の支援を行います。

いままでの介護予防訪問介護の7割程度の費用でサービスを受けることができます。



新しい

生活支援型通所サービス

サービス内容

利用者の負担

専門職（看護師等）以外でも提供可能な体操やレクリエーションを行います。

いままでの介護予防通所介護の7割程度の費用でサービスを受けることができます。



※平成29年3月末時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している方が引き続きサービスを利用する場合は、
○認定更新のタイミングで総合事業のサービスへ移行します。(生活支援型訪問サービスまたは生活支援型通所サービスの利用を希望する場合は、更新前でも移行できます。)
○経過措置として、本人の希望により介護予防型訪問サービスまたは介護予防型通所サービスを利用できます。